

長与町地域脱炭素に向けた
重点対策加速化事業費補助金 申請の手引き

令和7年度版

【注意事項】

申請をする前に必ずご確認ください。

また、「長与町地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金交付要綱」を必ずお読みになった上で申請をしてください。

(申請者に関すること)

この手引きは、

- ・個人が、長与町で自身が居住する（または居住する予定の）住宅に自らの資金で設置する自家消費型太陽光発電設備（および蓄電池）
- ・法人又は個人事業者が、長与町で自らが事業を実施している事業所（店舗、事務所、工場等）に自らの資金で設置する自家消費型太陽光発電設備（および蓄電池）
- ・個人が、長与町で自身が居住する（または居住する予定の）ZEH又はZEH+を新築又は購入の補助金を申請するためのものです。

(申請・着工時期に関すること)

- ・令和7年11月28日までに実績報告が提出できる事業に限ります。
- ・申請は1者につき1件までとします。
- ・太陽光発電設備（および蓄電池）の設置のみ契約する場合は、補助対象設備の工事請負契約日が補助金の交付決定日以降でないと補助対象にはなりません。
- ・新築住宅と併せて太陽光発電設備（および蓄電池）を契約する場合、交付申請日以前の工事請負契約の締結は可能ですが、補助対象設備の工事着工日が補助金の交付決定日以降でないと補助対象とはなりません。
- ・ZEH、ZEH+の場合は、BELS評価書は交付決定後に取得してください。また、補助対象となる「断熱工事」や「基礎工事以外の工事」については、交付決定前着手は認められません。

※交付申請（申請書の提出）ではなく、交付決定（町からの交付決定通知書が出たとき）であることにご注意ください。町からの交付決定（書類不備等がなければ交付申請から概ね2週間後）が出る前に着工すると、補助金を受けることができなくなります。

- ・申請は先着順に受付を行い、予算額に達した時点で募集を終了します。
- ・申請書類が不備なく提出された日をもって、申請受付とします。

(導入設備に関すること)

- ・固定価格買取制度（FIT制度）やFIP制度の認定を受ける場合は、補助金を受けることができません。
- ・導入した太陽光発電設備により発電した電力量の30%以上を自家消費する必要があります。ただし、法人又は個人事業者の場合は、自家消費する電力を含めて50%以上を長崎県内の需要家が消費する必要があります。（自家消費割合が50%以上でも要件を満たします）
- ・蓄電池のみの導入は補助金を受けることができません。

(その他)

- ・太陽光発電設備と蓄電池は合わせて1件あたりの補助金上限は100万円です。
- ・本補助金の交付対象経費と重複して、国の他の補助金等を受けることはできません。
- ・導入した設備は、環境省の基準に従い、法定耐用年数が経過するまで補助金の目的に沿って適正に使用する必要があります。
- ・虚偽や不正による申請や補助金交付要綱に適合しない行為があった場合は、補助金交付決定の取消しや補助金の返還を求めることがあります。
- ・太陽光発電設備等を設置した翌年度から1年間分について、自家消費量の報告が必要です。

1. 募集期間

交付申請期間：令和7年4月24日（木）から令和7年10月31日（金）まで
※令和7年11月28日までに実績報告が提出できる事業に限ります。
※予算額に達した場合は、早期に終了する場合があります。

2. 補助対象設備

以下の仕様を満たしたものに限ります。

（1）太陽光発電設備・蓄電池共通

- ①商用化され、導入実績があるもの
- ②中古設備でないこと
- ③発電した電力の30%以上自家消費すること。ただし、法人又は個人事業主については、消費する電力量を含めて50%以上を長崎県内の需要家が消費すること。そのために、導入予定住宅又は事業所の電力需要量を考慮した適切な規模の太陽光発電設備や蓄電池を導入すること

（2）太陽光発電設備

- ①再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと
- ②電気事業法第2条第1項第5号に定める接続供給（自己託送）を行わない設備であること
- ③法定耐用年数を経過するまで、J-クレジット制度へ登録しないこと
- ④再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に定める遵守事項に準拠して事業を行うこと
- ⑤その他別表1の要件を満たすこと

（3）蓄電池

- ①上記太陽光発電設備の付帯設備として導入すること（蓄電池単体の導入は補助対象外）
- ②1kWhあたり12万5千円（工事費込み、税抜き）以下となる蓄電システムとなるよう努力すること。
- ③設置する太陽光発電設備で発電した電気を蓄電するものであり、非常用予備電源ではなく、平常時充放電を繰り返すことを前提とした設備であること
- ④定置設備であること
- ⑤その他別表2の要件を満たすこと

(4) ZEH、ZEH+

- ① ZEH ロードマップにおける「ZEH」の定義を満たしていること。
 - (a) 住宅の外皮性能は、建築物省エネ法の地域区分ごとに定められた強化外皮基準(UA値)以上であること。 長与町・・区分7 (UA値0.6以下)
 - (b) 再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量を削減すること。
 - (c) 太陽光発電設備等の再エネ発電設備を導入すること。
 - (d) 再エネ等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること
- ② BELSにおいて「ZEH」の認証を受けること。
【ZEH+のみ③～⑤の全てを満たしていること】
- ③ ①、②のZEHの交付要件を満たしていること。
- ④ 再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から25%以上の一次エネルギー消費量を削減すること。
- ⑤ 次のa、b、cのうち2つ以上を選択し導入すること。
 - (a) 住宅の外皮性能は、建築物省エネ法の地域区分ごとに定められた強化外皮基準(UA値)以上であること。 長与町・・区分7 (UA値0.5以下)
 - (b) HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。
 - (c) 再エネ発電設備により発電した電力を電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車に充電を可能とする設備、又は電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を導入すること。
- ⑥ その他別表3の要件を満たすこと

3. 補助対象経費

工事費、設備費、業務費

(詳細は別表4のとおり)

4. 補助額、補助率

(1) 太陽光発電設備

個人：出力1kWあたり7万円（定額）

事業者：出力1kWあたり5万円（定額）

※出力は、太陽電池モジュール公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナー出力の合計値のいずれか低い方で計算します。

※kWは小数点以下切り捨て

(2) 蓄電池

蓄電池の価格（工事費込み、税抜き）の1/3

※定格蓄電容量(kWh) × 15.5万円 × 1/3が上限となります。

(3) ZEH

一律55万円

(4) ZEH+

一律100万円

(参考) 補助申請額の計算方法

・事例1

太陽光発電設備の「太陽電池モジュール公称最大出力6kW」「パワーコンディショナー出力5.56kW」の場合

5kW（小数点以下切り捨て）×7万円=35万円

（最大出力またはパワコン出力の低い方×7万円）

・事例2

太陽光発電設備の「太陽電池モジュール公称最大出力10kW」「パワーコンディショナー出力10kW」、蓄電池の価格（工事費込み、税抜き）が160万円、定格容量が10kWhの場合（事業者が申請）

① 蓄電池の補助金額の上限額の確認

10kWh×15万5千円×1/3=516,666円→51万6千円（千円未満切り捨て）

② 蓄電池の補助金額を計算

160万円×1/3=533,333→53万3千円（千円未満切り捨て）

上限額（①）を超えていたため、蓄電池の補助金は、51万6千円（千円未満切り捨て）

③ 補助金額の計算

（太陽光発電）10kW×5万円（事業者）=50万円

（蓄電池） 51万6千円（千円未満切り捨て）

（合計） 50万円+51万6千円=101万6千円

→100万円（上限100万円を超えるため）

・事例3

太陽光発電設備の「太陽電池モジュール公称最大出力8kW」「パワーコンディショナー出力8kW」、蓄電池の価格（工事費込み、税抜き）が90万円、定格容量が6kWhの場合（個人が申請）

① 蓄電池の補助金額の上限額の確認

6kWh×15万5千円×1/3=31万円

② 蓄電池の補助金額を計算

90万円×1/3=30万円

上限額（①）を超えていたため、蓄電池の補助金は、30万円

③ 補助金額の計算

（太陽光発電）8kW×7万円（個人）=56万円

（蓄電池） 30万円

（合計） 56万円+30円=86万円

5. 補助対象者

【太陽光、蓄電池】

- ・長与町の住宅に太陽光発電設備を導入し、発電した電気を自ら消費する個人または、長与町の事業所に太陽光発電設備を導入し、発電した電気を自ら消費する事業者

※法人、個人事業者が店舗等事業所に導入する場合、大家等が貸屋に導入する場合については「民間事業者」になります。

※本店所在地が長与町外であっても、長与町の事業所に設置する場合は対象になります。

【ZEH、ZEH+】

- ・長与町内に自ら居住することを目的として、ZEH又はZEH+の認証を受けた新築戸建住宅を建築する個人又は当該認証を受けた新築建売住宅を購入する個人

【共通要件】

- ・市町村民税を滞納していない者
- ・補助対象設備に対し、国の他の補助金等を受けていない、又は受ける予定のない者
- ・設備設置後翌年度 1年分の自家消費量の報告ができる者
- ・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではない者

6. 交付申請

(1) 提出書類

| | | |
|------------|------|--|
| 共通 | 1 | 交付申請書（様式第1号） |
| | 2 | 申請者の確認書類 (個人の場合) 申請者の確認書類（運転免許証の写し、住民票の写し等） (法人の場合) 登記事項証明書の写し (個人事業者の場合) 営業許可証、開業届出書、確定申告書の写し等 |
| | 3 | 市町村民税に係る完納証明書の写し（申請日の属する年度に取得したもの） |
| | 4 | 施工業者等確認表（様式第2号） |
| | 5 | 補助対象設備により発電する電力の消費量計画書（様式第3号） |
| | 6 | 補助対象事業費内訳書（様式第4号） |
| | 7 | 見積書（補助対象事業費の内訳が確認できるもの）※1 |
| | 8 | 誓約書（様式第5号） |
| 太陽光 蓄電池 | 9 | 導入予定設備の概要が分かる書類（カタログ等） ※蓄電池は、JIS C 8715-2 又は IEC62619 及び JIS C 4412 の規格を満足していることがわかる書類も添付すること |
| | 10 | 機器配置図（太陽光パネル・蓄電池） |
| ZEH | 11 | ZEH、ZEH+仕様確認表（様式第7号） |
| ZEH+ | (12) | （新築建売住宅購入の場合）新築建売証明書（様式第8号） |
| 共通 | (13) | （代理人が申請する場合）委任状（様式第6号） |
| | (14) | その他町長が必要と認める書類※2 |

1～11は申請時必ず提出してください。（そろっていない場合は、書類不備になり審査できません）

(12)、(13)、(14)は必要に応じて提出してください。

※1 見積書は、太陽光発電設備、蓄電池、ZEH（ZEH+）それぞれの積算内容、機器の型式等の内訳を記載したものに限ります。補助対象事業費内訳書（様式第4号）と突合できるようにしてください。

※2 審査にあたって1～11の書類では確認できないことがある場合に、別途提出をお願いするものです。

(2) 提出方法

(1) の提出書類を下記の申請受付窓口に提出してください。

提出方法：直接提出

提出先：長与町役場 住民環境課 環境係

郵便番号 851-2185

住所 長与町嬉里郷659番地1

電話番号 095-801-5824

(3) 注意事項

① 共通

- ・全ての書類がそろい、記入漏れがない場合に、内容審査開始となります。不備や疑義がある場合は交付決定できませんので、特に事業終了間際の申請はご注意ください。
- ・委任状を提出した場合は、書類の不備等は受任者に連絡します。
- ・申請書や添付書類の内容について問い合わせをすることがありますので、お手元に控え（申請書等のコピーや作成したデータ等）を保管しておいてください。
- ・申請書の受領証明として、申請書のコピーに受付印を押印したものをお渡しします。提出書類一式とは別に補助金交付申請書（第1号）のみ1部コピーをお願いします。

7. 交付決定

上記申請書類に不備がなく、内容が適切な場合、概ね2週間以内に交付決定を行います。
この交付決定が出てから、工事を着工してください。

着工前に必ず写真を撮影してください。

実績報告の際に工事前後のカラー写真が必要となります。

※小黒板等を使用し、各写真の概要がわかるように日付、箇所名等の主要な情報を示すこと。

なお、虚偽や不正による申請や補助金交付要綱に適合しない行為があった場合は、補助金交付決定の取消しや補助金の返還を求めることがあります。

8. 交付決定後の変更等

交付決定後に申請時から変更が生じた場合は、以下の手続が必要です。

| | |
|--|---|
| ・補助金額の変更（増額・減額） ※予算上限に達している場合、増額は認められません。 | 変更した部分の工事着手前に補助事業変更承認申請書（様式第9号）の提出 ※変更交付決定が出てから変更部分の工事着手になります。 |
| ・工事が予定期日までに終わらない場合 | 完了予定期日変更報告書（様式第11号）の提出 |

9. 実績報告

太陽光発電設備等の設置工事が終わったら速やかに実績報告を提出してください。

(1) 提出期限

以下のいずれか早い方

- ・事業終了後 30 日
- ・令和7年 11月28日（金）17 時

※期限を超過した場合は、補助金の支給はできません。

(2) 提出書類

| | |
|------|--|
| 1 | 実績報告書（様式第 13 号） |
| 2 | 実績提出書類確認表 太陽光：様式第 14 号 蓄電池：様式第 15 号 ZEH、ZEH+：様式第 16 号 |
| 3 | 補助対象事業費内訳書（実績）（様式第 17 号） |
| 4 | 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し |
| 5 | 補助対象設備の設置に係る支払いを証する書類 |
| 6 | 補助対象設備の施工前・施工後の状況を記録したカラー写真 ※以下の点に留意して撮影すること。 ①施工前後でできる限り同じ位置、同じ角度から、十分な明るさのもとで撮影する。 ②小黒板等を使用し、各写真の概要がわかるように日付、箇所名等の主要な情報を示す。 |
| 7 | 事業の完了が確認できるカラー写真 ※建物全体及び補助対象設備の設置状況を撮影し、補助対象設備に貼付された銘板は文字が読める程度の画質・大きさにして撮影すること。 |
| 8 | 電力会社の系統との接続契約書の写し ※実績報告時に提出できない場合は、「理由書」を別途作成し、入手でき次第速やかに提出してください。 |
| (9) | （余剰電力を売電する場合）売電契約書の写し ※実績報告時に提出できない場合は、「理由書」を別途作成し、入手でき次第速やかに提出してください。 |
| (10) | （蓄電池を設置する場合）太陽光発電設備と直接連携していることが確認できる書類 |
| (11) | 上記に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの |

1～8は報告時必ず提出してください。（そろっていない場合は、書類不備になり、審査できません）(9)～(11)は必要に応じて提出してください。

(3) 提出方法

(2) の提出書類を下記の窓口に提出してください。

提出方法：直接提出又は郵送

提出先：長与町役場 住民環境課 環境係

郵便番号 851-2185

住所 長与町嬉里郷659番地1

電話番号 095-801-5824

(4) 注意事項

① 共通

- ・全ての書類がそろい、記入漏れがない場合に、内容審査開始となります。不備や疑義がある場合は額の確定ができませんので、特に最終報告期限間際の提出はご注意ください。
- ・申請時に委任状を提出した場合は、書類の不備等は受任者に連絡します。
- ・実績報告書のみで確認できない部分がある場合は、現地確認させていただく場合があります。
- ・実績報告書や添付書類の内容について問い合わせをすることがありますので、お手元に控え（実績報告書等のコピーや作成したデータ等）を保管しておいてください。

② 直接提出

- ・報告書の受領証明として、実績報告書のコピーに受付印を押印したものをお渡しします。提出書類一式とは別に実績報告書（様式第13号）のみ1部コピーをお願いします。

③ 郵送

- ・書類紛失を防ぐため、レターパック、簡易書留等追跡可能な方法で提出してください。
- ・書類が到着したことを確認した時点で、その旨をメール（メールで対応できない場合は電話）で、委任状を提出した場合は受任者、提出していない場合は申請者へ連絡します。発送後、7営業日経過しても連絡がない場合は、窓口までお問い合わせください。

10. 自家消費量の報告

本補助金は設備設置後翌年度1年間分の自家消費量を報告いただくことが要件となっています。また、設置した翌年度から5年間は、毎年度ごとに自家消費率等を記録・保管してください。必要に応じて提出していただく場合があります。

(1) 報告の時期

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年分を、自家消費量に関する報告書（様式第19号）により必ず報告してください。

※長与町から報告提出についてのお知らせを申請者あてにメールまたは郵送で送ります。

(2) 報告方法

様式：自家消費量に関する報告書（様式第19号）

提出方法：郵送又はメール

提出先：長与町役場 住民環境課 環境係

郵便番号 851-2185

住所 長与町嬉里郷659番地1

所属名 長与町役場 住民環境課 環境係

E-mail kankyo@nagayo.jp

電話番号 095-801-5824

11. 設備設置後の注意事項

（1）取得財産等の管理義務

補助事業で取得した太陽光発電設備等について、事業完了後も「善良な管理者の注意」をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。

（2）財産処分等の制限

補助対象設備の法定耐用年数は、太陽光発電設備17年、蓄電池設備6年です。補助事業を実施した方は、法定耐用年数の期間内に、対象設備を補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、または担保に供するなどの『財産処分等』を行うときは、あらかじめ知事の承認を受ける必要があります（天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により対象設備を財産処分等する場合は、事後承認も可）。ただし、財産処分等の内容によって、補助金の一部または全部を返還していただくことがあります。財産処分等の承認に関する基準は「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」の規定に準じます。

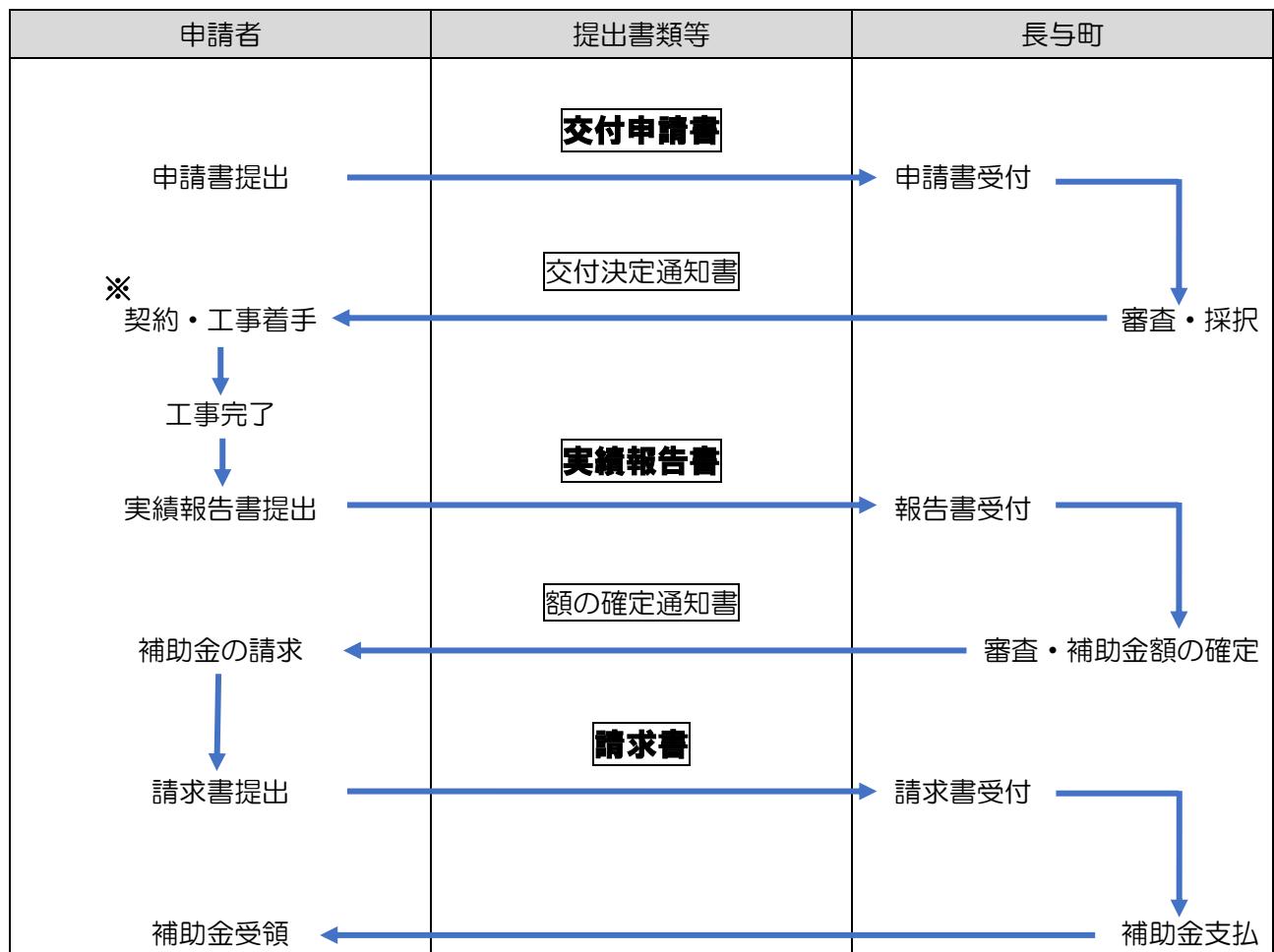
（3）関係書類の保管

補助事業を実施した方は、補助事業の完了年度の翌年度から起算して、対象設備の法定耐用年数を経過するまで関係書類を保管する必要があります（データ保管が可能なものは、データで構いません）。

(参考：申請フロー)

提出書類等の太字部分は申請者が提出する書類になります。

補助金交付申請後に補助額の変更があった場合は、変更承認申請書（様式第9号）を速やかに提出してください。



別表1 太陽光発電設備の仕様

- (1) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。
 - (2) 再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP(Feed in Premium) 制度の認定を取得しないこと。
 - (3) 電気事業法第2条第1項第5号口に定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
 - (4) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の(a)～(l)）をすべて遵守していることを確認すること。
 - (a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
 - (b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
 - (c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
 - (d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。
 - (e) 20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したものを掲示すること。
 - (f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
 - (g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
 - (h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
 - (i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
 - (j) 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。
 - (k) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」資源エネルギー庁を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
 - (l) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。
- (5) 次の(a) (b)のいずれかを満たすこと
- (a) 当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の 30%以上を当該需要家が消費すること。ただし、業務用については、当該需要家が消費する電力量を含めて 50%以上を当該再エネ発電設備と同一都道府県

内の需要家が消費すること。

(b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。

別表2 蓄電池の仕様

(1) 蓄電池パッケージ

蓄電池部（初期実効容量1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

(2) 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(a) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）

(b) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MW のいずれかとする。

(c) 出力可能時間の例示

①複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力 (W) と出力可能時間 (h) の積で規定される容量 (Wh) が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

②購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(d) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(e) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されている

こと。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

(f) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

(3) 蓄電池部安全基準

(a) JIS C 8715-2又はIEC62619の規格を満足すること。

(4) 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

(a) JIS C 4412の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定めるJIS C 4412適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1若しくはJIS C 4412-2※の規格も可とする。

※JIS C4412-2における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

(5) 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

(6) 保証期間

メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

別表3 ZEH、ZEH+の仕様

【共通】

a 事業実施主体は、新築戸建住宅の建築主、又は新築戸建建売住宅（建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅）の購入予定者となる個人若しくは販売者となる法人とする。

b 交付対象は、事業実施主体（新築戸建建売住宅の販売者となる法人の場合を除く。）が常時居住する住宅であり、専用住宅であること（ただし、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分がZEH 又はZEH+を満たすこと）。

c 導入する設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）」の例を参考にすること。

d ZEH のエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、環境省に対する必要な情報提供に協力すること。

【ZEH : e・f を満たすこと】

e ZEH ロードマップにおける『ZEH』の定義を満たしていること。（※1※2）

- (a) 住宅の外皮性能は、地域区分毎に定められた強化外皮基準（UA 値）以上であること。（建築物省エネ法の地域区分 区分1～2：0.40 以下、区分3：0.50 以下、区分4～7：0.60 以下、区分8：なし）
 - (b) 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上削減されていること。（※3）
 - (c) 太陽光発電設備等の再エネ発電設備を導入すること。（※2）（売電を行う場合は全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること。本交付金により再エネに係る設備を当該住宅に導入する場合にはア（ア）、イ（キ）、イ（ク）又はイ（ケ）によることとする。）
 - (d) 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を加えて、基準一次エネルギー消費量から 100%以上削減されていること。（※1※2※3※4）
- f 申請する住宅について、省エネルギー性能表示にて、『ZEH』であることを示す証書を取得すること。（※5）

【ZEH+のみ：g～i の全てを満たすこと】

g e、f の＜ZEH の交付要件＞を満たしていること。（※1※4※6）

h 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から 25%以上削減されていること。（※3）

i 次の（a）～（c）のうち2つ以上を選択し導入すること [ZEH+の選択要件]。（※7）

- (a) 住宅の外皮性能は、地域区分ごとに定められた強化外皮基準（UA 値）以上であること。（建築物省エネ法の地域区分 区分1～2：0.30 以下、区分3～4：0.40 以下、区分5～7：0.50 以下）（※8）
- (b) HEMS により、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。
- (c) 再エネ発電設備により発電した電力を電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車に充電を可能とする設備、又は電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を導入すること。（※8）

※1 本事業では、寒冷地（地域区分1又は2）、低日射地域（日射区分A1又はA2）又は多雪地域（垂直積雪量 100cm以上）の場合に限り、Nearly ZEH も交付対象とする。この場合において、設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を加えて、基準一次エネルギー消費量から 75%以上削減されている必要がある。なお、多雪地域は、建築基準法施行令第86条の規定により、特定行政庁が定める垂直積雪量 100cm 以上に該当する地域とする。

※2 本事業では、交付対象住宅が ZEH の場合、北側斜線制限（2階建以上の住宅に影響が生じる場合）の対象となる用途地域等であって、敷地面積が 85 m²未満である土地に建築される住宅（平屋建ての場合を除く）及び多雪地域（垂直積雪量 100cm 以上）に建築される住宅に限り、ZEH Oriented も交付対象とする。この場合において、設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上削減されている必要がある。

※3 エネルギー計算は、建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）」に準拠するものとする。また、エネルギー計算は空調（暖房・冷房）、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除く。

※4 再エネ等を加えて 100%以上一次エネルギー消費量が削減されていることの計算においては、売電分の創エネルギーを計算に含む。

※5 本事業では、「※1」に該当する場合に限り Nearly ZEH を、「※2」に該当する場合に限り ZEH Oriented であることも可とする。また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号。以下、「改正建築物省エネ法」という）の施行に伴い変更された地域区分及び日射地域区分については改正後の地域区分でのみ申請を可とする。

※6 本事業では、「※1」に該当する場合に限り Nearly ZEH であることも可とする。また、改正建築物省エネ法の施行に伴い変更された地域区分及び日射地域区分については改正後の地域区分でのみ申請を可とする。

※7 区分8の地域については、[ZEH+の選択要件] のうち「外皮性能の更なる強化」は選択できない。

※8 電気自動車又はプラグインハイブリッド車の保管場所を申請する住宅の敷地内に設ける必要がある。

【直交集成板（CLT）を導入する場合：j・k を満たすこと】

j 交付対象となる CLT は、次の (a) ~ (c) の要件を全て満たすこと。

- (a) 交付対象住宅への導入箇所は、構造耐久力上主要な部分のうち、壁、床版又は屋根版に面的に使用されていること。
- (b) 交付対象住宅における CLT 総使用量は、延べ面積で除した単位面積あたりの当該 CLT の使用量が $0.1 \text{ m}^3/\text{m}^2$ 以上であること。
- (c) 工法は問わない。但し、枠組壁工法を用いて工事を行う場合は、「枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成 29 年国土交通省告示第 1540 号）」に準拠すること。

k 国内製品においては、JAS 認定工場で製造された JAS 製品であること。

（注）CLT の導入に際しては、仕上材の一部、又は化粧材や柱等への使用の場合は、交付対象となるない。

別表4 補助対象経費の詳細

| 区分 | 費目 | 細分 | 内容 |
|-----|-----------------|---|---|
| 工事費 | 本工事費 (直接工事費) | 材料費 | 事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。 |
| | 労務費 | 本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人工費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。 | |
| | 直接経費 | <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費） | |
| | （間接工事費） | <p>事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用 | |
| | 現場管理費 | 事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。 | |
| | 一般管理費 | 事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。 | |
| | 付帯工事費 | | 本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| | | |
|--------|-----|---|
| 機械器具費 | | 事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。 |
| 測量及試験費 | | 事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。 |
| 設備費 | 設備費 | 事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。 |
| 業務費 | 業務費 | 事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合において、これに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。 PPA事業者契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金を含むものとする。 |